

第63回新潟県国土利用計画審議会議事概要

平成31年2月7日（木）開催

開催日時 平成31年2月7日(木)午後1時30分から

開催場所 新潟県庁 行政庁舎 201会議室

出席委員 樋口 秀、荒川 俊治、金子 留美子、渡邊 光幸、鈴木 力、小林 豊彦
山崎 和美、寺尾 仁、岡崎 篤行 以上 9名

欠席：中田 誠、松田 曜子、山川 智子、房 文慧 以上4名

1 開会

2 あいさつ

久我用地・土地利用課長

3 委員紹介

事務局より委員を紹介

4 会議の成立

定数13名中9名が出席、新潟県国土利用計画審議会条例第6条第3項の規定により、審議会が成立している旨を事務局から報告

5 議事

(1) 新潟県国土利用計画審議会の会長選任について

久我用地・土地利用課長が議事進行し、樋口委員が会長に選任される

(以後、樋口会長が進行する。)

樋口会長 改めまして、長岡技術科学大学の樋口と申します。先ほどご紹介がありましたように3期目でございます。前任の山中先生は、非常に上手くリードされておりましたが、皆様のご協力をいただきながら進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

専門は都市計画でして、中心市街地の活性化とか、都市再生を研究しております。どうぞよろしくお願い致します。

座らせていただきます。

それでは、議事を行う前に、その他役員を指名させていただきたいと思っております。最初に会長職務代理者と議事録署名委員の指名を行いたいと思っております。まず審議会条例第5条第4項の規定により、会長職務代理者を指名することとなっております。本日ご欠席ですけれども、引き続き中田委員を指名させていただきたいと思っております。事前にご承諾いただいております。皆様、ご了承いただけたらと思っております。

全委員 (はい。)

樋口会長 ありがとうございます。また、本日の議事録署名委員につきましては、山崎委員にお願いしたいと思います。

山崎委員 了解しました。

樋口会長 ありがとうございます。よろしくお願ひ致します。

(2) 新潟県土地利用計画の変更について

樋口会長 それではお手元の資料に従いまして審議に入りたいと思います。
まず、新潟県土地利用計画の変更について、新潟県知事から当審議会に対し、国土利用計画法に基づき意見をいただきたい旨の諮問がございました。

当審議会としましては、本日の審議内容結果に基づき、知事に答申したいと考えております。よろしくお願ひ致します。

それではまず、事務局から新潟県土地利用計画の変更内容についてご説明をお願ひ致します。

事務局 (議案及び資料1から資料3により説明)

樋口会長 計7件の変更の諮問がございました。1番と2番は農業地域の縮小でございます。3番から7番が森林地域です。一括して、とも思っただけけれども、まず、最初に1、2番の農業地域の縮小について審議し、その後森林地域を審議することにしたいと思います。

まず、1番、2番につきまして、ご専門のご立場の方から見ていただいて、ご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

はい、よろしくお願ひします。

岡崎委員 2番ですね。4ページ(2)の土地利用計画との整合性のところで、「進出希望企業が必要とする規模で」と書いてあるのですけれども、変更面積が結構広いですけども、分譲で進出する企業はもう全部決まっているということでしょうか。

事務局 新聞記事の報道になりますけれども、今、2月の末日までですね、三条市さんの方で公募しておりますが、経緯としましては、今回、このエリアについては、あらかじめ三条市さんの方で、市内の各企業に進出する希望を調査を致しまして、その調査を踏まえて必要面積をはじきまして、その必要面積に応じた面積を確保しているということでございます。

樋口会長 よろしいでしょうか。

岡崎委員 はい。わかりました。

山崎委員 すみません。

樋口会長 はい、どうぞ。

山崎委員 直接関係はないのですが、これに関連してなんです。そうすると、もう最初からこのぐらいの地域を決めておいて、企業を募集するというのではないのですか。

 この辺工業団地になっているところがあるのですが、どういうふうになるのですか。もう団地もはじめから、もう工業用にと取っておいたのを関連企業さんに、ここに入りませんか、という感じなんでしょうか。それとも、ある程度の規模があるところに、いろいろなところへ声をかけて、ちょっと足りないからもう少し増やそう、という感じになるのでしょうか。ここだけじゃなくて一般的に。

事務局 一般的にはいろいろな考え方があると思いますが、今回の三条市について申し上げますと、もともと三条市内にも工業団地が10以上あるのですけれど、そこが、点在していて、なかなか流通ですとか、そういう効率化の面からみても、なかなか上手くない状況なので、この栄スマートインターチェンジに近接する場所において、流通工業団地ということで、企業を集約しまして、そのことによっていろんな相乗効果を1つの目的としてこの地域を選んでいるということになっていると思います。

山崎委員 引っ越してくるところもあると。

事務局 ちょっとそこまでの詳細は分かりませんが、基本的には市内の企業で事業拡大を考えておられる企業にどれだけの面積が必要なのか、ということ进行调查しまして、必要とする面積プラス道路ですとか、そういう公共施設の面積とかを足し合わせましてこの区画において団地を整備しようという運びになったと認識しております。

山崎委員 もともとのところから、何倍かくらいかになってますね。

事務局 もともとといたしますと。

山崎委員 点線になっているところに比べると、予定地はかなり広いですよ

ね。

- 事務局 はい、それだけの希望があったということだと思います。
- 山崎委員 わかりました。
- 樋口会長 ありがとうございます。
そのほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。
- 寺尾委員 そうすると、その三条市内からここに進出しようとする企業が新しく新設するのか、今三条市内に既にある既存のものを移すのか、どういうことなんでしょうか。
- 事務局 基本的には三条市内にある企業の、いわゆる事業拡大を希望しているものだと認識しております。
- 寺尾委員 いやいや、それはわかるんですけど。そうすると、もしその既存の工場を閉鎖するとすると、その既存の敷地の土地利用計画をちゃんと出していただかないと。単純に事業拡大だから外へ移転して、と言うのだと、今までと何も変わらないので。
- 事務局 基本的には移転ということではなくて、事業拡大に伴って新設の工場といいますか、そういう意味での進出希望、ということで調査をしているものと認識しておりますが。
- 寺尾委員 それはちゃんと確証が取れているということですか。
- 事務局 今回、農村産業法に基づく計画変更とか、いろいろ手続きを踏んでいるわけですが、そういった諸々の内容を確認したところ、そのような扱いになっていることを確認してございます。
- 樋口会長 よろしいでしょうか。
- 寺尾委員 はい。
- 樋口会長 ありがとうございます。
- 岡崎委員 あの、すみません。一応景観担当ということで入っているの。これ、開発許可とか等で緩衝緑地とまで行くかどうかは知りませ

んけれど、ある程度の景観的な配慮とかは多少なりともあるのでしたっけ。新潟市とかだと。

樋口会長 ありますね。

岡崎委員 新潟市だと3%かな。

事務局 計画平面図などを確認したところ、緩衝緑地帯は設けられております。そこは、例えば都市計画法の基準とかいろいろあると思います。

樋口会長 ありがとうございます。
その他いかがでしょうか。行政のお立場等はいかがでしょうか。

鈴木委員 燕市も同様ですが、今、この地域はですね、すごく仕事がいっぱい来ていて、工場を増設したいというニーズが非常にいっぱいあるんです。

行政側はかつて売れ残ったりとか、県の工業団地なんかも相当まだ売れ残っているところもありますけど、リスクを抱えたくないので、事前に調査をして、どのくらい来そうかというのを見ながらやってる計画のはずですし、我々も今そういうのをやり始めているところですよ。

ですから、ちゃんとニーズなりを踏まえた上での計画ならば問題ないというか、ぜひ、燕市が出すときには、よろしく願います、と予告しておきたいくらいですけど。

樋口会長 ありがとうございます。
荒川さん、農業面から見ていかがでしょうか。

荒川委員 正直、この話については、説明を受けましたのでね。農業会議の中では地元の方に全部確認して同意をもらったということで。地元の農業委員会の意見も私は聴取しましたので、私の方については了解済みだと思っております。

樋口会長 ありがとうございました。その他いかがでしょうか。
たくさんご質問が出ましたけれど、適正な規模で、今ここまで来ているという話でしたので、1番と2番については、とりあえず了承ということでよろしいでしょうか。

全委員 (はい)

樋口会長 ありがとうございます。
続きまして3番以降が森林地域の縮小でございます。金子委員、ご説明頂いてもよろしいでしょうか。

金子委員 事業をして森林でなくなったということなんですけれども、長岡の方は、畑として開発されて、農地になったんでしょうけど。その後は森林ではないので、名目は何になったのか、と思ひまして。

事務局 森林地域を外すことによって、その後どうなるかということでもよろしいでしょうか。

金子委員 はい。

事務局 5ページの長岡森林地域の縮小をご覧いただきたいんですけども、図が大変見づらくなっているということで申し訳ないのんですけど、上の表でご覧いただけますと、真ん中左側の方に「変更部分の重複状況」と記載されておりまして、重複地域として都市と農業が記載されていると思います。
すなわち、今回の長岡の予定地につきましては、もともと都市と農業と森林の3つの地域が重なっている地域ということになっておりまして、今回森林地域を外しますと、都市地域と農業地域とが重複する地域ということになります。
そこで、6ページの、先ほどご説明致しましたけれど、(2)の「土地利用計画との整合性」の説明のところ、森林地域を解除した後は都市地域と農業地域とが重複する区域となるということで、先ほど簡単にご説明しました「土地利用計画上の調整指導方針」では、この区域については農地としての利用を優先するという原則としていますので、実際畑として開発された訳ですから、計画には整合してますよ、という内容を記載させていただいたところでございます。よろしいでしょうか。

金子委員 はい。

樋口会長 はい。森林地域がかかっていたものを外しても、他の地域がかかっているというご説明ですね。
そのほか、いかがでしょうか。

寺尾委員 今日いただいた資料3の新潟県土地利用計画の9ページだと、森林は、この2012年から2025年の間で面積を減らさないということなんですが、今回のように森林地域が減ってくると、その分なんか、原野は減らしてもかまわないので、植林するなりなんなりして森林地域にしないと、この計画が達成できないように思うのですが、その辺りはいかがなんでしょうか。

事務局 直接の担当外なのですけれども、当然森林の方につきましては、例えば造林事業とかも並行して行っておりますので基本的には基準としている平成24年の面積を維持するような形の計画とさせていただいておりますけれども、例えば今回のように森林が減った場合の対応策ですとか、そこまでの詳細につきましては、ちょっと分かりかねる部分でございます。

寺尾委員 今森林地域に指定されているところで造林をしてもこの計画は達成できないので、農地はだいぶ減るとかですね、原野はだいぶ減るので、そこを新しく地域森林計画の中に組み込むとかなにかしないと、地域対象計画の制度をせっかく作ってもですね、あんまり意味がないのかなと。地域森林計画で、民有林も国有林も一括して森林経営をするというふうに森林・林業基本法も変わったので。ちょっとこのところ、どんなふうに全体としてコントロールしてるか、というのが分からないので、それは明らかにしてもらいたい。

というのは、今日いただいている資料で、あとで報告事項として出てくる中で、かなり広い面積で太陽光発電が出てくるので。その辺りをどうやって全体として、県土の利用をされようとしているのかを教えていただきたい。

樋口会長 非常に重要なご指摘だと思われま。いかがでしょうか。

事務局 今、ご質問の内容については承りましたので、大変申し訳ないのですが、確認させていただいた上で、後日、各委員の皆様方にご報告という形でさせていただきたいと思いま。

樋口会長 承知致しました。

事務局 よろしくお願ひ致しま。

樋口会長 後ほど、皆様の方にご報告があるということで、進めさせていただきます。非常に重要なご指摘だと思いま。よろしくお願ひ致しま。

ます。そのほか。

荒川委員 あの、ちょっといいですか。

樋口会長 はい、どうぞ。

荒川委員 私の直接の関係ではないのですが、いわゆる森林地域を縮小させて、いわゆる都市地域と農業地域ということで農業地域を優先するというのは理解はできるのですが、農業地域に利用して何に使うんですか。都市で開発して家を建てるということなら話はわかるのですが、だからといって森林地域ばかりをどんどんつぶして平地にしても。航空写真を見るとね、とてもではないけれど、そういう土地には見えないのですが、農業地域にするにしても、都市地域にするにしても、どういうことを目的として、森林地域を縮小するということなのか。お分かりになったら教えていただきたいのですが。

樋口会長 いかがでしょうか。

事務局 森林地域の縮小目的ということでしょうか。

荒川委員 そうです。いわゆる網がかかっている訳ですよね。3地域ということで網がかかっているのだと思いますが、都市地域にしようと、農業地域にしようと、要はただ網を外せばいいというものではないと思うんですよ。

岡崎委員 具体的に何に使うんですか、ということですね。

荒川委員 具体的にはどういう目的を持って、また、どういう事情でもって、森林地域を解除するのかというのがあって初めて、森林地域を外した方がいいんじゃないですか、ということになるとかなと思うんですよね。言っていることがわかるでしょうか。

 だけども、ただ、ニュアンス的に、今、先ほど出た森林が多いから、いわゆる植林地域や造林地域ではないのでつぶせばいいやということでは、ちょっといかがなものかと。方向性が見えない、ということをおもうんですけど。今すぐでなくても結構ですが。

 ちょっと、どこの地域も、私、上越市が絡んできたからあれなんですけど。航空写真を見て、どうしてもそういうことにふと疑問を持つもので。私も地元の地域としてちょっと不勉強だなと思ってい

ますけれどね。

いずれにしても関係部署でお調べいただければ、というふうに思っています。

事務局 いわゆる、もともとの森林を解除する場合にあっても、もともとしっかりした計画ですとか、利用計画があっただけじゃなく、かという基本的にはそういう趣旨ということによろしいでしょうか。

荒川委員 まあ、それもある。ざっくりばらんに言えば鳥獣害保護、非常に酷いんですよ、この地域。はっきり言わせて。そういうもので農業地域にしようと、都市地域にしようと、そういうことを含めて考えたときに、どうあるべきかというのを考えていきたいなと思っています。

樋口会長 はい、どうぞ。

岡崎委員 似たようなあれで。土砂の捨て場が2つくらいありましたが、土砂捨て場だったところを森林伐採したから森林地域解除というのは制度上分かるんですけど、それで、その後、例えば農地として利用を優先するということが計画上ならざるを得ないと思うんですけど、さっきとおなじ趣旨なんですけどね。

樋口会長 そうですね。

岡崎委員 土砂捨てた後、畑にできるんですか、というのが一般的に言えば、不思議な、なんかおかしい話だなと思ってしまうわけですよ。たぶん結局単に計画上の用語の変更だけなんだろうなと思うんですけど。前やっていたときも、ずっと何度も議論になっているんですけど、結局後追いの数値いじっているだけで実際問題、何の意味があるんですか、というのがずっと謎なわけで。これはもちろん法律上の仕組みだから、簡単にすぐどうこうできる話ではないんですけど。かといってね、どんどん森林を削って行って、それだけ追認しているだけで、この計画の意味がそもそもなくなっちゃうので、何かできることはないかどうか。で、実際問題それを今度コントロールするのは個別規制法だから、ここの担当じゃないので、なおさら難しいんですけど。ただそれで放置しておいていいのか、というのがここ20年くらいずっと議論している話でして。

できることがないのか何か検討できたらいいな、という話なんですけれど。

荒川委員 あの、ちょっと途中で入るのはあれですけど、いいですか。

樋口会長 はい、どうぞ。

荒川委員 こうやって航空写真を見ますとね、森林を伐採する、どうしてもそういうことになると思うんですけど。いわゆる山の方って治水という問題についてもいろんな問題が、専門家であられる方にはあると思うんですね。それを全部更地っていうわけではないんですけど、こういった赤々と見える状況を作り上げていながら、植林をするなら森林地域としてずっとそのとおりでという思っておるんですけど。こうしてこう航空写真をみたらぞっとするような気がするんですよ。その辺に非常に留意しながら、こういった問題を討議していかないとうまくないんじゃないかなと思っております。

樋口会長 ありがとうございます。
金子委員、伐採された後、土砂が埋め戻されたりした後、もう一回森に戻すというのはどんなもんなんですかね。

金子委員 やはりそのままだったら土質も悪いし、あの、抵抗性松とかそういうのを植えるときは、炭とかをいろんなもんを入れて、やっぱり土壌改良をした方がいいと思います。

樋口会長 ただ元に戻そうとすると、そういうのを地権者なのか、開発業者さんがやってくれないと森には戻らないということなんですね。

金子委員 そうですね。

樋口会長 わかりました。

金子委員 長年、落ち葉とかでいろいろ土壌がちゃんとしっかりしたものでないと、森林は育たないと思います。

樋口会長 そうですね。ありがとうございます。
専門の行政の立場から、よろしいですか。

鈴木委員 いや、あのこれ読んでびっくりした。農地は開発のために、すごい許可を取って、何年もかかってようやく議案の1番2番のようなかたちになるんですが。

森林は、先に何かしてしまって、後で解除するなんて、そんなのいいのかと、今、すごく思ったのですけれど。なかなか解決はできないんだと思いますし、この審議会、どのくらい力があるのかちょっと分かりませんが、森林環境税というのが今度出てくるじゃないですか。それでもってそれなりに整備をすとか、保護するとかいうような話がこれからあるので、そのようなものを利用しながら、今みたいな問題について、しっかりと対応していきなさい、というようなことをこの審議会として治山課なりに提言できるかどうかは分かりませんが、今の議論を聞いていて、なんとなくそのようなことが頭をよぎりました。

樋口会長 ありがとうございます。小林委員いかがでしょうか。

小林委員 森林の中では保安林とかかなり開発が難しいところと、一般の私有林があってそれによって全然違いますね。

 国定公園で保安林に指定されてますとね、簡単にできないんですよ。今議論になっているのはどっちかという私有林だと思いますけどね。

 私有林でも、今、山を持っていても固定資産税だけ払って、何にも役に立たないだけっていうのが森林なんですよ。

 弥彦村にも、弥彦山と小さな山がありますけれど。これだって活用するには、今、森林保全には税金が出ますけれど、林道を新しく作ってどうするんだというんですよ。難しい金の使い方だなと思ってますけどね。

樋口会長 わかりました。ありがとうございます。委員のご指摘は、森林で開発したのはいいけれどもその後の利用が心許ないというお話もありましたし、このまま森林開発を続けていくのはどうかというお話もございました。この審議会ですべてどこまでできるのかはわかりませんが、先ほどのご質問と併せてご検討いただければと思います。

 3番から7番の個別の案件について、もう少しご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

 7番などは森林を外して農業振興地域と言うことですが、これはなかなか農地には戻らないようにも見えなくもありませんが。他の利用というのもちよっと難しいというようなことかもしれません。

鈴木委員 これは太陽光発電施設になったということなんですよ。

事務局 7番は太陽光発電施設です。稼働しております。

樋口会長 稼働しているということなんですね。

寺尾委員 樋口さん、さきほど荒川さんが言われたのは、4番とか5番のようなものが、要するに土砂捨て場の役割が終わった後に、林地開発許可を出すときにですね、そこを再造林するとかそういった条件をなぜ付けなかったのかというようなことですよ。簡単に言えば。

荒川委員 私、農地の方について、こういう問題、どこでもそうですが、県の農業会議でもかなり厳しく追及してきてるんです。ところが、農地でないものについては、我々農業委員会の中で上がってこないですね。ちょっと議論しにくいなというものがあります。今回も森林地域から外れてしまいますので、その辺ちょっと、なってしまいますけれどもね。

農地ですと私は言わないわけにはいかないのですけれどもね。これは県の農業会議でもその話をずいぶんしていますので。

小林委員 これって難しいんですよ。土砂にして、誰が金出して造林するのといったら、所有者は絶対やりませんよ。では県がやってくれるの、業者がやるのって、その辺がね、非常に難しいですよ。だって、まったく儲からない。全然お金にならない。山は今。普通の山はですよ。造林したとか大きなところとかは別ですけど。難しいです。

荒川委員 難しいですね。私も経験しているのは農地に植林をするといつて、そうですね、2ヘクタールくらいそういう場所を存じ上げています。ところがそれがどうしたかという、そこは投げちゃうんですね、地権者に。だから困ったなと思って、刈れと言って伐採させて一時やったこともありますけれど、本当に権利者は大変ですよ。それは十分認識しています。

樋口会長 わかりました。先ほどお話しが上がりました一番最後のページに、林地開発の許可というのが出て、事業完了、完了検査までのところで、このあとも報告があると思うのですが、一旦こちらの審議会に報告があると。で、そのあと、もう開発された後に諮問ということでこちらの方の審議会に来ますので、この段階、諮問されてる段階ではもう既に終わっているというような。その段階でこちらの方から意見を言ったときに何ができるの、というのもこのフロー図を見ただけでも本当に分からなくなってしまうのですけれども。今、先ほど寺尾委員から重要なお指摘があったのですけれども、林地開発許

可の段階です、その後どういうふうにするのかというのを若干ちょっと付議するというのは大事なお指摘なようにも思いました。

ですので、この後報告があるかと思うのですが、そこでは、もう少し皆さんから、報告ではありますけれども、ご意見等をいただければと思います。

鈴木委員 すみません、これ、新潟県の運用について、他の県は別のやり方をしているということなのですか。

事務局 基本的には他県もこのフローの感じでやっています、いろいろ照会とか意見交換をしますけれど、どこの県も審議会の委員の皆様からは似たような指摘ということで、非常に悩んでいると。そういう声は方々から聞いております。

樋口会長 ありがとうございます。
それでは、その他いかがでしょうか。
それでは、森林地域解除につきまして、本件で3番から7番につきまして、若干開発が済んでいるところはありますけれども、諮問内容としましては、この森林地域の縮小という部分につきましては、皆様、お認めいただいたということによろしいでしょうか。

全委員 (はい。)

樋口会長 ありがとうございます。
ですが、森林地域の縮小に当たって、その後の土地利用について慎重なご判断をお願いしたいというようなことをぜひ今後の林地開発許可に当たって、この国土利用計画審議会の方からお願いをしたい、ということをお願いいただければと思います。

あと、寺尾委員からお話がありました、森林地域が国土利用計画、県土の利用ということで数字が変わらないとしておりますけれども、開発許可でどんどんこれが減少していくことについて、林地開発許可を与える方がどうお考えなのかというのをぜひお聞きいただいて、委員の皆様へお知らせいただければと思います。

事務局 はい。

樋口会長 よろしくお願ひ致します。皆様、ご協力ありがとうございました。それでは全体を通しまして知事から諮問を受けました事項について、7件ございましたけれども、異議なしと答申することとさせていた

できます。ありがとうございます。

それでは、続きまして今後のスケジュールについて、事務局の方からご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局 (資料4を説明)

樋口会長 スケジュールにつきまして、ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ご説明がありましたとおりに事務の方を進めていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

(3) 報告事項について

樋口会長 それでは次第に従いまして、3番の報告事項に移らせていただきます。

まず、事務局の方から「今後の土地利用基本計画の変更が見込まれる林地開発案件について」並びに報告事項2「国土利用計画（魚沼市計画）について」、それぞれご説明をお願いしたいと思います。

事務局 (資料5、6を説明し、資料7、8を紹介)

樋口会長 報告事項ではございますけれども、ただいまのご説明についてご意見、ご質問等ありましたら、ご発言をいただきたいと思います。

小林委員 教えていただきたいんですけど、資料5の大規模太陽光発電所の設置というのが66ヘクタールとありますけれども、こういう太陽光発電、これだけの大規模に開発をする場合に、事業継続期間が何年間とか、事業継続に伴いその事業を終了するときはどういうふうに原状復帰をさせるとかそういうのはあるんですか。まったくなくて。

事務局 先ほどご説明しましたとおり、当課の方でも審査をしておりますけれども、まず、原状復旧という部分については正直見てはございません。ただ、あの事業期間とか、確実に太陽光発電を設置した後は、電力、いわゆる稼働ですね。作っただけでは終わりということではなくて、きちんと固定価格買取制度ですか、FIT法と言われているもの手続きについてはきちんと進めておりますねと。そういう確認の方はしております。

小林委員 この太陽光発電もエネルギー需要によっては売電価格が全然違ってきそうなので、そのとき、事業を継続できなくなったときに、6

6ヘクタールもどうしてくれるのと。ちょっと疑問にあったものですから。

事務局 そうですね。今の買い取り価格の話は、例えば昨年12月に全国的に未稼働の太陽光発電が非常に増加しているということで、その今後の対応策として、まさにその価格を、条件を満たさない場合は価格を引き下げますよとか、そういう措置が公表されたところですけれど、今回ご報告した事案につきましては、その要件には該当せず、現時点の状況でございますけれども、1kw/hあたり、36円の調達価格で売電される予定となっております。

鈴木委員 相当前の計画だね。

事務局 そうですね。

小林委員 時期によって全然違うからね。

鈴木委員 私、第1号を42円でやっていますが、36円は高い方ですね、今は。

小林委員 今は、20円台とかでしょう。
わかりました。ありがとうございます。

樋口会長 そのほか、いかがでしょうか。

鈴木委員 ちょっと今の話、聞きながら、どうなんだろう、疑問というか、知りたいなと思ったので。そういうのが可能なのかなのかかわからないのですが。この資料で事業主体、行政なのか、民間事業者なのかというのを明らかにすることはダメなんですか。例えば、太陽光発電なんてのは民間事業者がやるし、工場の建設というのは、宅地造成だったらきっと行政がやるんだろうとか、この辺の開発主体があると、何となくその中身というのが想像できるのですけれど。

事務局 わかりました。例えば、いまほど説明の中で太陽光発電ですが、いわゆる民間ですね合同会社を設立してそこが手がけていると。口頭で説明致しましたけれど、資料に記載すること自体については何の問題もございませんので、次回からは、議案の説明資料を含めてですね。そこらへんを見てすぐ分かるような形で整理をさせていただければと思います。

樋口会長 はい。よろしくお願ひ致します。

寺尾委員 先ほどと同じ質問ですけれども、これで66ヘクタールが森林ということは、あと30ヘクタールぐらい森林以外の部分を含めて太陽光発電をするということですよ。全体で事業区域面積98ヘクタールということですよ。

そうすると2つこれから質問というか私の意見ですけれども。1つは、今出たように98ヘクタールの土地が事業を終了した段階でそのままに残っているということですね。それも合同会社と言うことは資本金がないということですかね。株式会社ではなく合同会社という。とても後々の処理をどうされるつもりで県が許可を出してしまったのかというのが私は分からないので。先ほど私、工業団地の時に言いましたけれど、移転した後に工業団地が稼働するのは分かるけれど、移転元の利用計画をきちんとはっきりさせてほしいということですが、今回の場合は利用終了後の処理というのをやはりちゃんと許可出す段階で、きちんとしていただきたかったというのが1つ。

もう1つは、この66ヘクタール森林面積が減る分を、どこかで森林面積を確保しないとですね、この土地利用計画を作っている意味がない。せっかく同じ課の中で許可を出しているといひますか、土地利用計画の森林面積を維持できるように運用しないと同一課の中で土地利用計画が拘束力を持っていないということになってしまうので、許認可の制度と連動するように工夫していただかないといひけないかなと思つた次第です。

太陽光発電の様々な手続きがわからないので、どこまでが自治事務で、どこまでが法定受託事務なのかが分からないので、抽象的な質問ですけど、自治事務のところはやはりきちんと土地利用区域を維持できるような形で制度設計をしていただかないと思ひます。

樋口会長 なにか、コメント等はあるでしょうか。

事務局 その辺、また開発の許可がきた段階で確認をしながらの対応ですね。

樋口会長 よろしくお願ひ致します。新潟県の土地利用計画は定められたばかりなのですけれども、そこに書いている数字がどんどん下がっていくというのを我々は見ているしかないとひのも、悲しいお話かなと思ひます。いろいろご指摘ありがとうございます。

荒川委員 あのちょっと、いまのと同じような話になるんですけど。いわ

ゆる太陽光発電は、償却年限だとか、稼働年数だとかは何年くらい
なんですか。

事務局 ベースは20年です。色々あると思いますし、なかなか複雑で私
も理解し切れていないのですけれど。

荒川委員 昔始まった頃は、10年とかって言ってたんですけれど。我々の
農地の場合は一時利用地、これは農業地域というようなことで都市
地域と区分されるものですから。農地としてほしくないなと思っ
ているのです。

我々農地の場合は、一時利用地で使う場合は全部3年という法規
制が固まっているものですから。どうするの、ということでがん
んと締め付けているんですよ。ただ、これが農業地域だなんてい
って20年過ぎたらぱっと外して、先ほど出た話みたいにどうしま
しょう、と。使い道がないんです。それだけの面積と広さがあ
って。だから困ったなあ。農業地域を外して貰うのが一番いい
んです。都市地域としてもらえば。

樋口会長 都市でも使い道がなかなかない。

荒川委員 どんどん開発してもらえれば。その方が私は最もベターな使
い方だろうと思います。意見ですが。

樋口会長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

よろしいですか。いくつかご質問などができましたけれど、コ
メントの方は後ほどかまいませんので、よろしく願います。

今ほど資料5、6と7、8は皆さんにご覧くださいということ
だったと思います。何かございましたら、事務局の方へお問い
合わせください。

全体を通して何かご発言はございませんでしょうか。よろし
いでしょうか。ありがとうございます。

それでは次第に従いまして進めてきました。皆様、ご協力あ
りがとうございました。以上で本日の議題はすべて終了致しま
した。事務局から何かございますでしょうか。

久我課長 今日は長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。
本日、ご審議いただきました新潟県土地利用計画の変更につき
ましては、これから国土交通大臣への意見聴取を行いまし
て、3月に告示できるよう業務を進めてまいりたいと思
いますので今後もご協力のほどよろしくお願い致します。

なお、本日以降、何かお気づきの点等がございましたら事務局の方までご連絡いただきますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

6 閉会

樋口会長

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日の審議会を閉会と致します。

皆様、ありがとうございました。

午後2時51分終了

新潟県国土利用計画審議会

議事録署名委員 山 崎 和 美

(正本は自署で署名されています。)